ただし、⑹⑻ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

［⑺⑵・⑺⑶　略］

⑺⑷　その他

ａ　［略］

ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次の⒜又は⒝に掲げる場合の区分に応じ、当該⒜又は⒝に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹⑹ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

［削る。］

⒜　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［削る。］

［削る。］

⒝　［略］

ｃ　［略］

ｄ　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る⒜から⒟までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る⒜及び⒠から⒢までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

⒜　［略］

ただし、⑹⑻ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑹⑻ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

［⑺⑵・⑺⑶　同左］

⑺⑷　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次の⒜から⒠までに掲げる場合に応じ、当該⒜から⒠までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹⑹ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

⒜　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

⒝　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

⒞　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

⒟　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね７箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

⒠　［同左］

ｃ　［同左］

ｄ　提出会社が、法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る⒜から⒟までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る⒜及び⒠から⒢までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。

⒜　［同左］